

罹災証明申請書

館山市長

年 月 日

申請者 (世帯主)	住所	電話番号
	(現在の連絡先)	電話番号
	(ふりがな) 氏名	

窓口に 来られた方 (申請者と 同じ場合は 記入不要)	住所	電話番号
	(ふりがな) 氏名	本人との関係

罹災原因	令和8年8月千葉豪雨
------	------------

※ 被災住家の 所在地 (申請者住所と 同じ場合は 記入不要)	
--	--

※住家とは、現実に住居(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のことをいいます(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)。

住家の被害	☐ 浸水被害 (☐ 床上 ☐ 床下) ☐ その他被害(以下に記入)
-------	---

写真による 被害区分の 判定(※)	☐ 希望する(写真を添付) ☐ 希望しない
-------------------------	--

- 館山市手数料条例第5条の規定に基づき、証明等手数料の免除を申請します。
- 本申請記載の住家について疑義があると館山市から申し出があった場合は、根拠となる書類の提出を行います。
- 被災者再建支援に係る関連部署へ情報提供します。

下記の場合には、現地調査を省略し、写真により被害区分を判定することが可能です。写真による判定を希望する場合は、「希望する」欄にチェックをしてください。

- ・地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合
- ・水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合
- ・申請者の合意に基づく自己判定方式による一部損壊の判定を行う場合
(「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない(一部損壊)」の6つの被害区分のうち、「準半壊に至らない(一部損壊)」の判定となります)

※ 添付された写真から被害の程度が判断できない場合には、必要に応じて現地調査を行うことがあります。
写真による被害区分の判定を希望しない場合は、写真の添付は必須ではありません。